

岸和田城天守閣耐震対策に係る耐震改修及びバリアフリー化検討連絡調整会議設置規程

(設置)

第1条 岸和田城天守閣の耐震対策に関する計画（以下「耐震対策計画」という。）を策定するにあたり、耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）及び高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備（以下「バリアフリー化」という。）に関する基本的な考え方、方向性等について検討するため岸和田城天守閣耐震対策に係る耐震改修及びバリアフリー化検討連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 耐震改修及びバリアフリー化に係る現状把握及び課題分析に関すること。
- (2) 耐震対策計画における耐震改修及びバリアフリー化に関する基本的な考え方、方向性等の検討に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、観光課長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる課の長が指名する者をもって充てる。
  - (1) 魅力創造部観光課
  - (2) まちづくり推進部建設指導課
  - (3) 建設部公共建築マネジメント課
  - (4) 建設部水とみどり課
  - (5) 生涯学習部郷土文化課

(会長)

第4条 会長は、調整会議を総括する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 調整会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(調整会議の会議)

第6条 調整会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くものとする。

（事務局）

第7条 調整会議の事務局は、魅力創造部観光課に置く。

（その他）

第8条 この庁達に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この庁達は、公表の日から施行する。